

## 中国四国地方年金記録訂正審議会総会（第1回）

日時：平成27年4月13日（月）14:00～15:30

会場：広島合同庁舎4号館13階 共用第9会議室

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

定刻になりましたので、ただ今から、第1回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の折、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、中国四国厚生局で年金審査課長をしております池田です。会長選出までの間、暫時、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をいたします。

まず「総会座席表」です。「資料1-1」でございます。「資料1-2」でございます。「資料4」でございます。「資料5」でございます。「年金記録の訂正手続の概要」、その「(参考資料)」でございます。

お配りした資料に不足がありましたら、事務局までお申し出ください。

最初に、中国四国地方年金記録訂正審議会委員の任命通知を交付いたします。本来であれば、皆さまお一人お一人に直接手渡しすべきところではございますが、時間の都合もありますことから、あらかじめ机の上にお配りしております。

先週4月9日木曜日に平成27年度予算が成立したことを受けまして、任命通知の発令日が予算成立日と連動した日付となっております。また、任期の件につきましては、後ほどの審議の中でご説明させていただく予定です。恐縮でございますが、ご確認をお願いいたします。

それでは、中国四国地方年金記録訂正審議会の委員に任命させていただきました委員の方々を紹介いたします。お手元に配布しております資料1-1の「委員名簿」をご覧ください。

委員の方々の役職などは名簿に記載がございますので、恐縮ですが、お名前のみご紹介させていただきます。

伊藤義隆委員でいらっしゃいます。

○伊藤委員

伊藤です。よろしくお願い致します。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

白田耕造委員でいらっしゃいます。

○白田委員

白田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

畝田谷栄子委員でいらっしゃいます。

○畝田谷委員

畝田谷栄子と申します。よろしくお願ひいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

江口由紀委員でいらっしゃいます。

○江口委員

江口です。よろしくお願ひいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

大内智隆委員でいらっしゃいます。

○大内委員

大内でございます。よろしくお願ひいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

大谷義雄委員でいらっしゃいます。

○大谷委員

大谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

大平昇委員でいらっしゃいます。

○大平委員

大平でございます。よろしくお願ひいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

柏信憲二委員でいらっしゃいます。

- 柏信委員  
柏信です。どうぞよろしくお願ひします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
木脇淳一委員でいらっしやいます。
- 木脇委員  
木脇でございます。よろしくお願ひします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
高面治美委員でいらっしやいます。
- 高面委員  
高面でございます。よろしくお願ひいたします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
酒井秀芳委員でいらっしやいます。
- 酒井委員  
酒井です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
塩田節子委員でいらっしやいます。
- 塩田委員  
塩田です。よろしくお願ひいたします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
島方時夫委員でいらっしやいます。
- 島方委員  
島方です。よろしくお願ひします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
瀬川徳子委員でいらっしやいます。

- 瀬川委員  
瀬川です。よろしくお願いいたします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
西山正寛委員でいらっしゃいます。
- 西山委員  
西山です。よろしくお願いいたします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
秦清委員でいらっしゃいます。
- 秦委員  
秦です。よろしくお願いいたします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
藤澤良之委員でいらっしゃいます。
- 藤澤委員  
藤澤です。よろしくお願いいたします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
藤目暢之委員でいらっしゃいます。
- 藤目委員  
藤目です。よろしくお願いいたします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
柳瀬治夫委員でいらっしゃいます。
- 柳瀬委員  
柳瀬です。よろしくお願いいたします。
- 池田（中国四国厚生局年金審査課長）  
吉井幸子委員でいらっしゃいます。

○吉井委員

吉井です。よろしくお願いいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

以上、中国四国地方年金記録訂正審議会の委員総数は20名でございます。

それでは、本日の審議に先立ちまして、中国四国厚生局長の熊本より、ご挨拶を申し上げます。

○熊本（中国四国厚生局長）

中国四国厚生局長をしております熊本と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、僭越ではございますが一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、今年度新たに創設されました中国四国地方年金記録訂正審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

また、本日はお足元の悪い中、大変お忙しい中、この第1回総会にご参集いただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、既にご承知のことですが、年金記録の訂正手続きにつきましては、平成19年に年金記録問題が明るみに出た際に、総務省におかれまして、年金記録確認第三者委員会が設置され、始まったところです。今般、年金記録の間違いを正すための手続きを法律上の権利として位置付けようということで、昨年6月に法律改正が行われまして、厚生労働大臣の諮問機関でございます社会保障審議会の中に年金記録訂正分科会が設置され、そこで審議をしていくという新たな年金記録訂正の仕組みができたところです。

具体的には、全国7つの厚生局に同じように審議会が設置され、大臣に代わって厚生局長の諮問に対し答申を賜り、記録の訂正・不訂正の決定を行っていくこととなりますが、合議体によりまして第三者性を確保しつつ記録訂正を図っていくという点は、今までの総務省におけます第三者委員会同様となっております。

委員の皆さま方におかれましては、それぞれのご専門の立場からご審議をいただきまして答申をお願いすることとなりますので、一つよろしくお願いいたしますと思っております。

さて、本日は第1回の総会です。最初に、当審議会の代表であります会長の選任をお願いしたいと存じます。次いで、議事の組織運営に必要な当審議会の運営規則の決定、続いて、副会長及び会長代行並びに部会に属すべき委員及び

部会長のご指名、その他必要な事務手続等についてもご審議をいただく予定となっておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は遠路よりおみえの委員、またこの後ご予約がおありの委員等もおられると伺っております。私どもといたしましても、不手際がないよう、滞りなく相務める所存ではございますが、何せ慣れぬ故の至らぬ点もあろうかと存じますので、ご容赦のほどお願い申し上げますとともに、ご叱正賜ればと思っております。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

続きまして、事務局の出席者を紹介いたします。

四国厚生支局長の野口です。

○野口（四国厚生支局長）

よろしくお願いいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

中国四国厚生局年金管理官の渡部です。

○渡部（中国四国厚生局年金管理官）

渡部です。よろしくお願い致します。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局年金管理官の下坪です。

○下坪（四国厚生支局年金管理官）

下坪でございます。よろしくお願いいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局年金審査課長の谷本です。

○谷本（四国厚生支局年金審査課長）

谷本です。よろしくお願い致します。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

以上でございます。

続きまして、本日の会議の成立について、ご報告いたします。

先ほどの委員のご紹介でも触れましたが、委員総数 20 人に対しまして、全員の方にご出席をいただいております。

お手元に、資料 1 - 2 として「地方年金記録訂正審議会規則」を配布しておりますが、その第 7 条第 1 項において「委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されております。本日の会議は、その定足数を満たしておりますので、成立していることをご報告いたします。

### 【議題 1】

中国四国地方年金記録訂正審議会会長の選任

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

最初の議題は、会長の選出についてです。地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、先ほどの「地方年金記録訂正審議会規則」第 5 条第 1 項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされています。

この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いします。

大谷委員、どうぞ。

○大谷委員

四国香川県から参りました社会保険労務士の大谷でございます。

私は、高面治美委員を会長に推薦したいと存じます。

高面委員におかれましては、平成 19 年から年金記録確認広島地方第三者委員会の委員として、また平成 23 年 7 月からは、同委員会の委員長として委員会を牽引されておられます。知識・経験ともに豊富であり、委員からの信望も厚いとお聞きしております。高面委員が適任であると考えております。皆さま方にご賛同いただければと存じます。よろしく願いいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

ただ今、大谷委員から「高面委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありましたが、ほかの委員の皆さま、いかがでしょうか。

(拍手とともに「異議なし」の声あり)

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

ご異議なしということで、高面委員に会長をお願いしたいと思います。

高面委員、よろしく願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、高面委員は会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

○高面会長

あらためまして、高面でございます。ただ今、中国四国地方年金記録訂正審議会の会長に推薦いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、熊本中国四国厚生局長からのご挨拶にもございましたが、昨年6月の法律改正を受け、厚生労働省令により組織された、この新たな中国四国地方年金記録訂正審議会の会長に推薦されましたことは、誠に名誉なことと感じる次第でございます。

何うところによりますと、今までの総務省年金記録第三者委員会では私よりも経験豊富な方がいらっしゃる中、僭越ではございますが、本会の会長をお受けすることに対しまして、身の引き締まる思いがしている次第であります。

今後は皆さま方のご協力をいただきながら、適正な審議に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は、高面会長をお願いいたします。

## 【議題2】

中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則について

○高面会長

2番目の議題に入ります。2番目の議題は、「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則について」です。

先ほどの資料1-2「地方年金記録訂正審議会規則」の第10条の規定では、「議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」とされております。



それでは、私の方で事務局につくらせました「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則（案）」についてお諮りをしたいと思いますので、事務局より規則の案の説明をお願いいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

お手元にお配りしております資料２「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則（案）」について、ご説明をさせていただきます。

「趣旨。第１条 中国四国地方年金記録訂正審議会の運営については、地方年金記録訂正審議会規則の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

招集。第２条 審議会は、会長が招集する。

第２項 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係ある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第３項 委員及び審議事項に関係ある臨時委員は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない」。

なお、先ほど、委員の方々の任期につきましては、審議の中でご説明させていただくと申しました。「地方年金記録訂正審議会規則」第４条に、「委員の任期は、２年とし、１年ごとに、その半数を任命する」とされており、「経過措置」で「新たに任命される委員のうち、地方厚生局長が任命の際に指名する者の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、１年とする」とされています。

お手元の任命通知書の任期は、１年の方と２年の方がいらっしゃいます。

続きまして、「副会長。第３条 審議会は、１人以内の副会長を置くことができる。

第２項 副会長は会長が指名する」。

ここにつきましては、当中国四国審議会のように中国と四国の地理的要因と、効率的に審議を進める必要が求められる場合を想定し、副会長を置くことができるとしたものでございます。

「会議の議事。第４条 会長は、議長として審議会の審議を運営する」。

あっせんを行うための審議は、大臣からの諮問に対し、会長が答申を行うための審議として明文化したものでございます。

「部会。第５条 審議会に、５以内の部会を置くことができる」。

今までの中国第三者委員会４部会と、四国第三者委員会２部会を統合して審議することとしたところですので、受付件数の減少に伴い中国の１部会が削減されているため、５部会としたものです。

「諮問の付議。第６条 会長は、国民年金法第１４条の２第１項又は厚生年金

保険法第 28 条の 2 第 1 項の規定による請求について、中国四国厚生局長又は四国厚生支局長の諮問を受けたときは、各部会の部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を定め、請求事案を当該部会に付議することができる。

第 2 項 部会長は、当該部会に係属している請求事案について、当該部会で取り扱うことが不相当と認める場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。

第 3 項 会長は、前項の規定による報告があった場合において、請求事案を取り扱う部会を変更する必要があると認めるときは、関係する部会の部会長の意見を聴いて、当該事案を取り扱う部会を変更することができる。

国のほかの審議会と同様に、規定を整備し、審議手続の公平性を明確化したものであります。

「議決。第 7 条 前条の規定に基づき部会に付議された請求事案については、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

第 8 条 委員及び審議事項に関係ある臨時委員は、審議会の議決に際して、やむを得ない理由により議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

委員の除斥。第 9 条 地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 4 項に規定する自己の利害に係る議事とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

第 1 項 委員及び臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が請求事案の請求者であるとき。

第 2 項 委員及び臨時委員が請求者の 4 親等内の血族、3 親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。

第 3 項 委員及び臨時委員が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

第 4 項 委員及び臨時委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が当該請求事案に係る事業所の代表者、役員若しくは職員であるとき、又はあったとき。

第 5 項 前各号に掲げるもののほか、委員及び臨時委員が、当該請求事案につき特別な利害関係を有するとき。

会議の公開。第 10 条 会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

個人情報部分については、非公開とするところです。

「口頭意見陳述。第 11 条 審議会は、請求者から申立てがあったときは、当該請求者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

第2項 請求者は、前項の規定により意見を述べるに当たっては、審議会の許可を得て、その者の家族その他の関係人とともに出席することができる。

第3項 第1項の請求者の意見は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。

第4項 審議会は、第1項の請求者の意見聴取を行う場合には、委員及び審議事項に関係ある臨時委員であって、会長が指名する者に行わせることができる。

第5項 前項の指名を受けた委員及び審議事項に関係ある臨時委員は、第1項の請求者の口頭意見陳述を聴取したときは、当該口頭意見陳述の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする」。

今までの第三者委員会でも口頭意見陳述を行ってきたものを、さらに実施する条件を明文化し、規定を整備したものです。

「説明聴取。第12条 審議会は、必要があると認めるときは、事業主その他関係者に対し、口頭での説明を求めることができる。

第2項 前項の説明は、審議会の開催地又は開催地以外の地で聴取することができる。

第3項 審議会は、第1項の口頭説明の聴取を行う場合には、委員及び審議事項に関係ある臨時委員であって、会長が指名する者に行わせることができる。

第4項 前項の指名を受けた委員及び審議事項に関係ある臨時委員は、第1項の口頭説明の聴取を行ったときは、当該口頭説明の要旨を記載した書面を作成し、審議会に報告するものとする」。

今までの第三者委員会でも関係者等から口頭意見陳述を行ってきたものを、さらに実施する条件を明確化し、規定を整備したものです。

「議事要旨等。第13条 審議会における議事は、次に掲げる事項を議事要旨に記載するものとする。

1、会議の日時及び場所。2、出席した委員及び審議事項に関係ある臨時委員の氏名。3、議事となった事項。

第2項 議事要旨は公開するものとする。

第3項 審議会の議事の経過は、議事録を作成するものとする。

第4項 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとする。

答申。第14条 審議会の答申は、書面をもって行うものとする。

第2項 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1、結論。2、請求の要旨等。3、判断の理由。

第3項 審議会の答申は、公開するものとする。

諮問の取下げ。第15条 審議会は、中国四国厚生局長又は四国厚生支局長か

ら諮問の取下げがあったときは、答申をすることを要しないものとする。

部会への適用。第 16 条 部会の運営について、第 2 条、第 4 条、第 8 条及び第 10 条から第 13 条までの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員及び審議事項に関係ある臨時委員」とあるのは「部会に属すべき委員及び臨時委員」と読み替えて適用するものとする」。

これは、規定の整備をしたものでございます。

「雑則。第 17 条 この規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定める。

付則。この運営規則は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する」。

以上でございます。

○高面会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問ないし、ご意見のある方がございましたら頂戴いたします。どなたか何かございますか。

(質疑なし)

○高面会長

特にないようですので、本地方審議会の運営規則につきましては、この案のとおりを承認し、本日付けをもって会長決定としたいと思いますがよろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。

(拍手)

○高面会長

ありがとうございます。

それでは、案のとおり承認して、これを会長決定といたします。

**【議題 3】**

副会長及び会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○高面会長

続きまして、議題の 3 番目、当地方審議会の副会長及び会長代行並びに部会に属すべき委員及びそれぞれの部会長の指名に入ります。

先ほどの議題 2 で皆さまにお諮りして決めました、資料 2 「中国四国地方年

金記録訂正審議会運営規則」第3条第1項において、副会長につきましては「1人以内の副会長を置くことができる」とし、また同条第2項において、「副会長は会長が指名する」としたところがございます。

それから、会長代行につきましては、資料1-2「地方年金記録訂正審議会規則」の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされています。

また、同規則の第6条第2項においては、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、そして同条第3項において、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされております。その上で、当地方審議会にあっては、資料2「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」第5条において、「5以内の部会を置くことができる」としたところです。

そこで私の方で、これら副会長、会長代行、部会に属すべき委員、それぞれの部会長について案を作成しておりますので、事務局より資料3として「部会に属すべき委員一覧表」を委員の皆さまに配布いたします。

(資料配布)

#### ○高面会長

資料3は行き渡りましたか。

まず、この表の見方ですが、一番左の列に、副会長は黒丸印、会長代行は白丸印、会長は二重丸とさせていただきます。大谷委員を副会長に、秦委員を会長代行に指名いたします。

会長代行は、私に事故があったときや、委員の改選時期において会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いすることとなりますので、中国地方の委員の中から指名させていただきました。

また、副会長につきましては、四国地方におかれる部会の状況を把握できる方がよろしいと考え、四国地方の委員の方から指名をさせていただいております。

続きまして、部会に属すべき委員及びそれぞれの部会長を指名します。

本地方審議会には5つの部会を設置することとし、第1部会は伊藤委員、酒井委員、瀬川委員、秦委員の4名で構成することとし、部会長には秦委員を指名いたします。

第2部会は、臼田委員、江口委員、木脇委員と私の4名で構成することとし、部会長は私とします。

第3部会は、畝田谷委員、柏信委員、島方委員、藤澤委員の4名で構成することとし、部会長には島方委員を指名いたします。

第4部会は、大内委員、大谷委員、大平委員、吉井委員の4名で構成することとし、部会長には大谷委員を指名いたします。

第5部会は、塩田委員、西山委員、藤目委員、柳瀬委員の4名で構成することとし、部会長には柳瀬委員を指名します。

副会長及び会長代行並びに部会に属すべき委員及びそれぞれの部会長の氏名は以上です。

今後の中国四国地方年金記録訂正審議会総会の開催につきましては、必要な都度、私が招集しますが、委員の皆さまにおかれましては、ただ今指名させていただきました部会長のもとで、中国四国厚生局長又は四国厚生支局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

#### 【議題4】 その他

(非公開)

それでは、非公開事案の審議はここまでとなりますので、次の審議からは再度公開といたします。

そのほかに、この際、事務局から説明をしておきたい事項がありましたらお願いいたします。

#### ○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

本日は、年金記録訂正請求手続の改正に伴い、その訂正、又は不訂正の審議をしていただく本地方審議会の組織や運営の骨格、必要な事務手続を決めていただき、ありがとうございました。

今後、委員の皆さまにお願いする個別請求事案については、各部会においての審議に移ることになります。特に本地方審議会は、委員数20人中18人の方に今までの総務省第三者委員会の委員から引き続き就任していただいておりますので、総務省第三者委員会の仕組みと比較した相違点を中心に、新たな訂正請求手続のポイント等を説明しておきたいと思っております。

皆さまのお手元に、本日の会議資料とは別に、ファイルに綴った資料集を用意させていただきました。

紙ファイルの表紙を開けていただきますと、この資料集の目次があります。

項番の1～9につきましては、新訂正手続に関する関係法令です。

項番の10～15につきましては、厚生労働大臣が社会保障審議会、年金記録訂

正分科会に諮って決定しました訂正に関する方針や、各制度の認定基準、要領などがございます。

項番の 16～22 までは、地方年金記録訂正審議会などの組織やその運営に関する法令などがございます。

なお、項番の 20～22 につきましては、本日の会議で決めていただいたものですので、第 1 回目の各部会の席で差し込みたいと思います。

一番下の参考資料ですが、第 1 「年金記録の訂正手続の概要」は、本年 1 月 8 日に中央で行われました第 1 回社会保障審議会年金記録訂正分科会に提出されました説明資料から、主なものを抜粋・編集したものです。同じものをお手元にお配りしておりますので、お手元の資料をご覧いただきながら、後ほど、新たな年金記録の訂正手続と、今までの第三者委員会の仕組みとの相違点を説明したいと思います。

パンフレット「年金記録の訂正手続のあらまし」は、年金事務所の窓口におみえになる皆さまへの説明用として使っているものです。よくあるご質問についても、Q&A にして記載しておりますので、参考にさせていただければと思います。

参考 3 「部会に属すべき委員一覧表」は、本日の会議において会長から指名していただきました委員一覧を、第 1 回目の各部会の席で差し込みたいと思います。

参考 4 には、当厚生局や厚生支局の担当組織や担当者の氏名・連絡先を記載しております。

参考 5 には、委員の皆さまにお支払いします手当や旅費について、まとめて記載しております。

それでは、お手元の「年金記録の訂正手続の概要」をお開きください。

年金記録の訂正手続の概要につきましては、第三者委員会の仕組みとの違いにポイントを絞って説明させていただきます。

#### ○谷本（四国厚生支局年金審査課長）

四国厚生支局年金審査課長をしております谷本です。

今から、最後の説明になりましたが、簡単に「年金記録の訂正手続の概要」ということで、第三者委員会との違いを含めて説明させていただきます。

皆さまのご承知のとおり、先ほど局長の挨拶の中にもありましたが、平成 19 年 6 月に総務省に年金記録確認第三者委員会が設けられまして、平成 22 年までに約 20 万件を超える申立ての処理を行ったと聞いております。

これらの結果を基に、その 4 年後の平成 23 年 6 月に総務省の第三者委員会が「信頼回復へ向けたこれまでの活動と今後の課題」というタイトルで報告書を

出しております。

この中で3点ほど強く要請しているところがありまして、ご紹介させていただきますと、1点目が一層迅速かつ効率的な事務処理、2点目が体制の一元化による効率的な取組、3点目が司法手続をも考慮した年金記録確認の仕組みをつくりなさい。この3点につきまして、新たな年金記録確認体制の構築を、ぜひ政府において早急に検討を進めて、必要な対応を取るように強く要請していたところです。

その後、平成26年6月に「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」ができて、その中で新たな年金記録確認体制の構築が始まりました。

具体的には、年金記録の訂正請求権を被保険者等に付与すること、厚生労働大臣が関係機関に資料の提供等を求める規定を設けること、民間有識者からなる合議体の審議によって厚生労働大臣が訂正決定を行うこと、決定に不服がある場合は不服申立て手続や司法手続にも移行可能とすること。この4つのポイントを基に、厚生労働大臣が訂正手続を整備していくということで、今に至っているところです。

この法律ができた時に、参議院の厚生労働委員会におきまして付帯決議がなされております。この資料の最後のページをご覧ください。

「平成26年6月3日、参議院厚生労働委員会」。少し読み上げます。

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

3、年金記録の訂正手続については、民間有識者からなる合議体の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を創設するに当たって、年金記録確認第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うとともに、未統合記録のうち未解明な年金記録については、今後も解明に向けた継続的な取組を実施すること」と決議されております。

この中で言っているのは、新たな組織ができて、第三者委員会と比べて不利益が及ばないよう、ここのところを非常に大切に付帯決議として求められているわけで、これからの審議会におかれましても、ぜひとも委員の皆さまのご協力が必要になろうかと思えます。

それでは、この資料の表側に戻っていただきまして、1枚めくっていただければと思います。

「総務省の記録訂正手続と新たな記録訂正手続の比較」。

上の段の「年金記録確認第三者委員会の訂正手続」について、簡単に説明させていただきます。

まず、記録訂正をする方を「申立人」と言いますが、申立人が、①年金事務



所に申立てを行います。その横に「地方第三者委員会」という枠がありまして、「あっせん案の作成」とあります。その上に「中央第三者委員会」という枠がありまして、「基本方針の策定」「前例のない事案のあっせん案の作成」ということで、地方第三者委員会で定められました基本方針に基づきまして、中央第三者委員会で、これは事務方と委員の皆さまとが一緒になってあっせん案を作成するというイメージになります。

具体的には、一つの事案につきまして、一度方向性を審議して、2回目の委員会の中であっせん案を作成する。一つの事案について、委員会の中の議決を2回得て、そのあっせん案を作成して総務大臣に上げる。総務大臣を通して、あっせん・非あっせんの決定が厚生労働大臣にいきまして、厚生労働大臣は、そのあっせんを最大限尊重して、申立てに対して、あっせん・非あっせんの通知を行うとなっております。

それに対しまして、「厚生労働省の新たな訂正手続」につきましては、法令で定められておりまして、「請求者」は記録訂正の請求者というかたちで、これも請求先は変わりございません。年金事務所に訂正請求を行います。

年金事務所に訂正請求を行いますと、地方厚生局に訂正請求書が届きまして、ここでご注意いただきたいのが②番と③番、「調査」「報告」となっておりますが、これは先ほど申し上げましたように、法令で整備されて調査・報告を求められることができるということで、ここに入っております。

では、今までの第三者委員会はどうだったのかということですが、今までの第三者委員会におきまして、協力というかたちで、当然、調査・報告はやっております。これが法令で具体的に示されたというところで、ここに図が載っているということです。

調査・報告を行い、今度は行政側としまして、記録訂正をするか否かという方向性を打ち出すかたちになります。その方向性を打ち出しますと、それを地方審議会に諮問として上げるわけですが、その上げた内容について訂正の要否の決定に係る審議をしていただきまして、⑤番「答申」を行っていただきます。

その答申の中身、内容に沿ったかたちで、地方厚生局が⑥番「訂正（不訂正決定通知）」を行います。

この図だけで見ますと、地方審議会の諮問、答申が1回だけのように見えますが、実際は、第三者委員会でもそうだったと思いますが、これについてはもっと調査してくれとか、この場では今回結論が出ないから次回に持ち越そうとか、そういうかたちでやることは今までもこれからも変わらないと考えております。

当然かたちとしては、行政と一体になっていない、それぞれが別の人格を持つようなかたちにはなっておりますが、委員の皆さまの意見の重さ、それから

審議の実行上の運営としましては、何ら変わらないと私の方では思っております。

次に⑦番と⑧番ですが、請求者に不訂正というかたちでいった場合は、これが第三者委員会と違うところですが、「行政不服審査法に基づく審査請求」、それから⑧番の司法手続への「訴訟提起」がございます。

大まかな違いについて説明させていただきましたが、実際が変わったところと申し上げますと、記録訂正手続が年金法等の法令できちんと定められて、訂正結果について地方厚生局長が直接処分決定を行う、通知を行うということ、これが1点目の変わったところ。

それからもう1点、当然ですが、今までは総務省の第三者委員会で行ってまいりましたが、これからは厚生労働省の地方審議会で訂正の要否の決定を行うことです。

実務上、事務上につきましては、先ほども申し上げましたように、第三者委員会では1回目の部会であつせん・非あつせんの方針を出して、2回目であつせん案を作成しておりましたが、新たな組織におきましては、行政側があらかじめ方向性を示しておきまして、それに対して審議していただくというかたちを取りますので、簡単な事案と言いますか、早ければ1回の審議で完了する場合がありますということが異なるころだと思います。

それから、変わらないところは、まず1番目に訂正請求の受付場所。これは年金事務所で受け付けますので、特段変わりません。また、訂正の基本方針の中身、厚生労働省の告示、それから通知の中でいろいろとお示ししておりますが、これにつきましては、全て今までの第三者委員会の基本方針を踏襲しております。

もう一つ変わらないこと。先ほども申し上げましたが、審議会の考え方。これは第三者委員会から踏襲した基本方針に基づいてやっておりますので、考え方自体に変わりは基本的にございませぬ。また、審議の内容につきましても、再度申し上げますが、再調査が必要な場合、再度仕切り直しが必要な場合等あるかと思いますが、それについても今までと変わらず運営していくかたちになるかと思っております。

以上が、第三者委員会と新たな記録訂正手続の変更点、また変わらないところではないかと思っております。

それでは、次のページを開けてください。

中身の細かいところの説明は省略させていただきますが、「年金記録の訂正に関する方針と総務省の基本方針等の関係」。

右側の「総務省の基本方針等」というのがありますが、これが全て①～⑤、それから下の所にあります「厚生労働省告示」、「通知」に盛り込まれたかた

ちで今後運営していくということです。

続きまして、次のページをご覧ください。

「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針の概要」。

これも基本的には変わりございません。「記載内容」の1番の「基本的考え方」を読み上げます。

「総務省年金記録確認第三者委員会による手続と比較して国民に不利益が及ばないようにしなければならない。訂正請求の内容を十分に汲み取り、国民の信頼に応えるよう努め、積極的に関連資料及び周辺事情の収集を行う。収集した関連資料及び周辺事情を検討し、国民の立場に立って、公平かつ公正な訂正決定等を行う」。これが基本的な考え方になります。

2番の「原簿の訂正手続」ですが、ここには、いろいろな資料を収集するとか、調査を行った上で社会保障審議会等に諮問と書いております。これは審議会に諮問しなさいというところを、ここで示しております。

それから、下から2つ目のポツですが、「社会保障審議会等の答申を受けたときは、当該答申に基づき速やかに訂正決定等を行い、その旨を請求者等に通知」と書いております。

以上、簡単に方針の概要について説明させていただきました。

皆さまご存じのこととは思いますが、最後にもう1枚めくっていただきまして、「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領の概要」について、簡単に説明させていただきます。

請求者が、日本年金機構年金事務所に請求書を提出されると思います。提出した請求書を受け付けた日本年金機構年金事務所は、参考資料を収集しまして、一つは年金事務所段階で訂正処理が可能かどうかを判断します。年金事務所段階で訂正請求が可能な場合は、年金事務所で記録を訂正して請求者に通知を行う。記録訂正できないものにつきましては、右側の「地方厚生（支）局における事務処理」に請求書が流れていきます。流れた内容から決定までは、先ほど説明したとおりになります。

以上のような流れで、事務取扱要領の概要の説明とさせていただきます。

それ以降につきましては、それぞれ国民年金、厚生年金、それから脱退手当金等の請求の認定基準・要領の概要ですが、時間の関係もございまして、これにつきましては今回は省略させていただきたいと思っております。また、部会等で付議の内容によりまして説明をする機会があろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は、これで終わらせていただきます。

○高面会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。

○島方委員

特定事案の定義はどこに書いてあるのですか。今の概要の4枚目の③の表の①「特定事案の基準」とあるのですが、特定事案というのが、そもそもどこに定義されているのか。こちらのファイルも見たのですが分からないので、どういうものを意味するのか教えてください。

○谷本（四国厚生支局年金審査課長）

細かい説明をしていませんでしたので、大変申し訳ございません。

例えば、このファイルの中の、国民年金で言えば資料12の123ページ。

○島方委員

その辺だと思ってずっと見ていたのですが、特定事案の定義がありません。たぶん脱退手当とかああいうもの、何種類かパターン化した。そして、ここを見ると「特定事案」という言葉が当たり前のように書いてありますが、一番さかのぼるとどこになりますか。定義している部分が、もっと1～12までの所にあるのかと思って見ているのですが見つかりません。

○谷本（四国厚生支局年金審査課長）

申し訳ございません。それにつきましては、再度、私の方で持ち帰りまして説明させていただきます。

○高面会長

ほかには何かございますか。

（質疑なし）

○高面会長

いろいろ細かい点もあろうかと思えますし、今後審議が始まっていく中で、各部会の場でもいろいろと具体的に疑問点が出てくると思えますが、その際には、事務局からは丁寧なご対応をお願いしていきたいと思えます。

若干時間がありますが、何かございましたらどうぞ。

(発言なし)

○高面会長

それでは、本日の会議は、これで終了とさせていただきます。

ここまでの審議について、事務局の方で、資料2の「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」第13条第1項から第3項の規定により、議事要旨並びに議事録を作成し、会議資料と合わせて中国四国厚生局ホームページに掲載をしていただくようお願いいたします。

それと「運営規則」第13条第4項の規定により、議事録の署名人として、私のほかに瀬川委員と柏信委員の2名を指名しますので、事務局は議事録の整理が出来次第、私と瀬川委員、柏信委員に送付し、確認の上、署名をしてもらってください。瀬川委員と柏信委員には、よろしく願いをいたします。

最後になりますが、事務局から連絡事項などがございましたらお願いいたします。

○池田（中国四国厚生局年金審査課長）

本地方審議会総会の開催につきましては、必要な都度、会長と相談させていただき、日程調整の連絡をさせていただきたいと思いますが、その頻度は概ね年に1回～2回程度と見込んでおります。

また、各部会の開催につきましては、厚生局長からの諮問を受けましたら、部会への付議手続を経て、付議されました部会長名にて所属部会の委員の皆さまに連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、各部会の開催頻度につきましては、訂正請求の受付件数にもよりますが、現時点では概ね月2回程度になるのではないかと予測しております。

○高面会長

それでは、本日の会議はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。

(終了)